

松伏町廃棄物減量等推進審議会 委員名簿

(順不同：敬称略)

	氏名	所属	区分
1	今井 新吉	公募	1号委員（町内居住者）
2	河田 晴美	公募	1号委員（町内居住者）
3	横内 浩一	公募	1号委員（町内居住者）
4	大塚 節子	介護老人保健施設 なのはなの里	2号委員（見識を有する者）
5	前田 恵美	埼玉県 越谷環境管理事務所	2号委員（見識を有する者）
6	石川 次雄	商工会 商業部会	3号委員（物の製造・販売等を行う事業者）
7	佐藤 穂積	いなげや松伏店	3号委員（物の製造・販売等を行う事業者）
8	鈴木 一郎	商工会 工業部会	3号委員（物の製造・販売等を行う事業者）
9	小島 拓郎	共栄商事(有)	4号委員（廃棄物再生業者等）
10	中山 友則	(有)松伏清掃事業	4号委員（廃棄物再生業者等）

○松伏町廃棄物減量等推進審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第5条の7第2項の規定に基づき、松伏町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を設置し、もって廃棄物減量等の円滑な推進を図るため、その組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第2条 審議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町内居住者
- (2) 見識を有する者
- (3) 物の製造・販売等を行う事業者
- (4) 廃棄物再生業者等

(任期)

第3条 委員の任期は、2年とし再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱された時における選任の要件を欠いたときは、委員の職を失う。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 審議会は、必要があるときは、関係者の出席を求めて意見を聞くことができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、環境経済課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(施行期日)

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

## 一般廃棄物処理基本計画の改訂について

### 1 計画改訂の目的

松伏町（以下「町」という。）が、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、平成24年度に策定した一般廃棄物処理基本計画について、今後の廃棄物の減量及び処理に関して、長期的かつ総合的な視点から、計画的な一般廃棄物処理の推進を図るため、基本計画の改訂を行うことを目的とするものです。

### 2 計画対象区域

松伏町全域

### 3 計画期間

令和6年度から令和15年度 10年間

### 4 計画策定スケジュール

令和5年8月	廃棄物減量等推進審議会において骨子案の協議
令和5年8月～11月	各種データ整理、課題の整理、検討等
令和5年11月	計画案とりまとめ
令和5年12月	廃棄物減量等推進審議会において計画案の協議
令和6年1月	廃棄物減量等推進審議会において計画案の協議
令和6年2月	パブリックコメント実施
令和6年3月	計画策定

## 【事前質問・回答一覧】

質問者	対象箇所	ご質問等の内容	事務局回答
前田委員	P3	分別収集計画が第10期だけになっているので、他の計画と同じように第9期も入れた方がバランスがよい。	ご指摘のとおり修正いたします。
前田委員	P15	大変苦慮されているとは承知しておりますが、廃棄物処理法上は一般廃棄物については排出者責任はなく、市町村に処理義務があります。	町で処理することのできない処理困難物については、民間事業者と連携して処理体制の確保に努めるという旨の記述に改めます。
前田委員	P24	19ページと併せて説明は統一した方がよいと思います。 搬入を停止している、だけだと施設に問題があるのではないかと、という疑問が生じないでしょうか。	記述を改めます。
前田委員	P29	令和5年度の展開検査の結果は異常値が疑われます。 9月ということなので、強風の後などいつもと違う条件や、特異的な車輛だった可能性はないでしょうか。	令和5年度については、他年度と比較すると草木類の数値が大幅に増加しています。これは令和5年度の値が、剪定枝・刈草ごみの多くなる時期である9月に実施した調査結果のみであるのに対し、他年度の数値が年平均の結果であることが原因と考えられます。
前田委員	P39	「また、近年では類似施設において、リチウムイオン電池が原因となる火災などが発生していることから、当施設においても」といった文脈でしょうか。	そのとおりです。 文言を修正いたします。
前田委員	P55	現状の食品ロス量の計算方法について、町の排出量と県の割合での算出のため、結果の評価が難しいのではないかと思います。	ご指摘のとおり、現状では結果の評価が難しい状況です。

## 松伏町廃棄物減量等推進審議会傍聴要綱

第1条 松伏町廃棄物減量等推進審議会（以下「審議会」という。）を公開することにより、透明かつ公正な会議の運営を図り、町民の町政に対する理解を深め、町政の実現を一層推進することを目的とする。

第2条 審議会は、原則として公開するものとする。ただし、審議会の長は、松伏町情報公開条例（平成16年条例第25号）第6条各号の規定に該当する情報が含まれる事項について、非公開の理由を明確にし、非公開の会議を開くことができる。

第3条 審議会は、次に掲げる事項を記載した会議録を作成しなければならない。

- (1) 会議名
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 出席者の氏名
- (5) 会議の議題
- (6) 傍聴者数（会議で傍聴者がいた場合）
- (7) 非公開の理由（会議を非公開とした場合）
- (8) 審議の概要
- (9) その他

第4条 審議会を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を記した名刺又は紙片を受付に渡して、職員の指示に従って傍聴席に入らなければならない。

第5条 次の各号のいずれかに当たると認められる者は、傍聴を許可しない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している者
- (3) その他審議会において傍聴を不相当と認める者

第6条 傍聴席が満員となったときその他必要があるときは、傍聴を抽選することができる。

第7条 傍聴人は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) みだりに傍聴席を離れること。
- (2) 私語又は談話若しくは拍手等を行うこと。
- (3) 議事に批評を加え、又は賛否を表明すること。
- (4) 飲食又は喫煙を行うこと。
- (5) 帽子をかぶること。
- (6) その他会議の妨害となるような挙動を行うこと。

第8条 傍聴人は、審議会が傍聴を禁じたとき又は傍聴人の退場を命じたときは、速やかに退場しなければならない。

第9条 この要綱に定めるもののほか、傍聴人は、審議会の指示に従わなければならない。

### 附 則

この要綱は、令和5年12月19日から施行する。